

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2023年 9月15日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日	備考
1	1号機	サービス建屋1階(管理区域)ランドリーシューター室(保護衣を回収する部屋)の天井材(約3m×3.5m)が床面に落下していることが認められたため、当該天井部を修理。 今後、原因調査を行い対策検討。 また、天井材の上部に敷設されている空調ダクトより、結露水の滴下(約30秒に1滴 汚染なし)が発生しており、それが天井材に落下したために、湿気を帯びて重くなり落下したものと推測される。 なお、応急処置として、天井開口部を不燃シートにて塞いだことにより、同室の火災の感知機能に影響はない。 本件によるケガ人の発生はありません。	G III	9月11日	
2	1号機	プロセス放射線モニター系エリア放射線モニターケーブル布設工事において、作業準備のため電源を隔離した際、緊急時対応情報表示システムへ伝送する排気筒放射線モニター(電離箱型)データの欠測が認められたため、原因調査・対策検討。 なお、当該排気筒モニター(電離箱型)指示値については、監視ユニット及び記録計にて監視ができており、警報機能についても正常であることから、管理上の影響はない。	G II	9月12日	2023.9.20 再審議にて グレード変更 G III→G II
3	1号機	原子炉建屋付属棟2階(管理区域)非常用ディーゼル発電設備(B)給気フィルターサイレンサー室扉(非管理区域との境界扉)に腐食孔(約1cm×5cm)及び2箇所の腐食が認められたため、当該扉を交換・修理。 なお、当該扉の腐食孔より管理区域側への空気の流入が発生していたため、当該扉枠にテープにて目張りを行ったことにより流入は停止。	G III	9月14日	
4	1号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター1A-1)の点検において、負荷となるモーターコントロールセンター(1A-1-3)の盤内に汚損・結露の発生及び母線の絶縁抵抗値不良(OMΩ)が認められたため、盤内の清掃・原因調査を行う。	G III	9月14日	